

国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議幹事会（第11回）

令和2年7月30日（木）
13：30～14：30
日本国際紛争解決センター（JIDRC）東京

議 事 次 第

- 1 日本国際紛争解決センター東京施設について
- 2 国際仲裁の活性化に向けた各府省における施策の取組状況について
- 3 日本国際紛争解決センターにおける事業の取組状況について
- 4 意見交換

(抄)

(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2020
～危機の克服、そして新しい未来へ～

令和2年7月17日

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備
(デジタルニューディール)

- (1) 次世代型行政サービスの強力な推進 デジタル・ガバメントの断行
 - デジタル・ガバメント実行計画の見直し及び施策の実現の加速化
 - マイナンバー制度の抜本的改善
 - 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速
 - 分野間データ連携基盤の構築、オープンデータ化の推進
- (2) デジタルトランスフォーメーションの推進
- (3) 新しい働き方・暮らし方
 - 働き方改革
 - 少子化対策・女性活躍
 - 教育・医療等のオンライン化
 - 公務員制度改革
- (4) 変化を加速するための制度・慣行の見直し
 - 書面・押印・対面主義からの脱却等
 - デジタル時代に向けた規制改革の推進

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

- (1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ
 - スマートシティの社会実装の加速
 - 二地域居住、兼業・副業、地方大学活性化等による地方への新たな人の流れの創出
 - 地域の中小企業の経営人材の確保
 - 地方都市の活性化に向けた環境整備
 - 公共サービスにおける民間活用
 - 持続可能な地方自治体の実現等
- (2) 地域の躍動につながる産業・社会の活性化
 - 観光の活性化
 - 農林水産業の活性化
 - 中堅・中小企業・小規模事業者への支援
 - 海外経済の活力の取込み
 - スポーツ・文化芸術の力

3. 「人」・イノベーションへの投資の強化 「新たな日常」を支える生産性向上

- (1) 課題設定・解決力や創造力のある人材の育成
 - 初等中等教育改革等
 - 大学改革等

中堅・中小企業・小規模事業者への支援

働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げの流れの継続、インボイスの円滑な導入、DXの進展、目下のコロナ危機など、相次ぐ制度改正や社会変革に対応するため、以下の取組を推進し、世界に冠たる地域の価値創造企業を生み出す。

中小企業から中堅企業への成長阻害要因の除去による企業規模拡大や、付加価値増大によって生産性向上を後押しする。「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を開催し、下請法⁶³の振興基準遵守に向けた個社の自主行動宣言を通じて、労務費の価格転嫁など中小企業と発注側との協議を促進するほか、知財を含む取引ルール強化を図る。「第三者承継支援総合パッケージ」に基づき、後継者不在の中小企業の事業継承を後押しする。事業統合・再編を促すため、予算・税制等を含めた総合的な支援策を推進する。

複数の中小企業が連携してデータ・情報を共有し、サプライチェーン全体を効率化する取組や中堅・中小企業と大学等が連携して事業化する取組について重点的に支援する。

海外経済の活力の取込み

海外経済の活力を地方へより一層、取り込むため、上記やインフラシステム海外展開の取組に加えて、対日直接投資や中小企業の海外展開の更なる拡大に取り組む。

対日直接投資の一層の促進に向け、来年春までに、次期KPIを含む中長期戦略を策定する。関係府省連携の下、訪日観光・農林水産品輸出・対日直接投資の3分野の一体的推進に取り組む。海外のスタートアップやベンチャーキャピタル等と地域の日本企業とのオープンイノベーションプラットフォーム構築を本年度中に行う。司法分野でのICT化・AI技術活用を推進し、国際仲裁等の紛争解決手続や法令外国語訳へのアクセスを強化する⁶⁴。なお、安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。

中小企業の海外展開について、越境ECやクラウドファンディングなどの販路開拓や経営の合理化に資する新たなサービスの担い手を活用する仕組みを構築し、中小企業の海外市場の獲得支援を強化する。海外渡航が困難な中堅・中小企業の急増を踏まえ、JETROにおけるオンライン商談支援や越境ECなどのデジタル化の取組を進め、非対面・遠隔での海外展開を推進する。小規模事業者であっても海外展開の出口段階に到達できるよう、事業者の規模に応じたきめ細かい支援を行うなど、海外展開が遅れている地方への支援を充実させる。

スポーツ・文化芸術の力

歴史あるイベントや伝統行事等が中止され、活動の自粛が余儀なくされる中、スポーツ・文化芸術の灯を守り抜き、国民が再び活力と潤いのある豊かな生活を取り戻すことができるよう、スポーツ・文化芸術活動の再開・継続・発展を力強く支援する。

⁶³ 下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）

⁶⁴ 「民事司法制度改革の推進について」（令和2年3月10日民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議申合せ）に基づく。

(抄)

成長戦略フォローアップ

令和2年 7月17日

viii) サンドボックス制度の活用	93
① 運用の改善、実証後のフォローアップ	
② 制度の継続、拡充の検討	
ix) 観光・スポーツ・文化芸術	94
① 観光立国の実現	
② スポーツ産業の未来開拓	
③ 文化芸術資源を活用した経済活性化	
x) 海外の成長市場の取り込み	101
① Society5.0 の国際展開と SDGs 達成	
② 日本企業の国際展開支援	
③ 日本の魅力を活かす施策	
xi) 外国人材の活躍推進	106
① 高度外国人材の受入促進	
② 在留管理基盤の強化及び在留管理資格手続のオンライン化	
7. 地域のインフラ維持と中小企業・小規模事業者の生産性向上	109
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 新たに講ずべき具体的施策	
i) 地域のインフラ維持	
① 独占禁止法の特例法の制定（乗合バス、地域銀行）	
② スーパーシティ構想の早期実現	
ii) 中小企業・小規模事業者の生産性向上	
① 大企業と中小企業の共存共栄	
② 大企業と下請企業との個別取引の適正化	
③ 中小企業の成長を促す環境の整備等	
④ 中小企業・小規模事業者の生産性向上のためのデジタル実装支援等	
⑤ 生産性向上のための円滑な新陳代謝・事業再編の促進等	
⑥ 海外展開の促進と国内外サプライチェーンの強靱化	
iii) 人口減少下での地方施策の強化	
① 地方への人材供給	
② 人口急減地域の活性化	
iv) 国家戦略特区の推進	
① スーパーシティ構想の早期実現	
② 「新たな生活様式」に対応した規制改革の推進	
③ 更なる規制改革事項の追加	

ウ) 中堅・中小企業の海外展開支援

中堅・中小企業の海外展開に関する施策を継続しつつ、新 KPI の検討を早期に進め、2020 年度中に結論を得る。

(販路開拓支援・人材・金融面の支援)

- ・「新輸出大国コンソーシアム」及び「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」を中核として、計画策定から商談成立・事業化までの伴走型支援等を強化する。コンソーシアムの全国支援機関の相互理解による企業支援能力の強化に努め、地域の中堅・中小企業の発掘と効果的かつ効率的な支援を実施する。
- ・JETRO が海外の主要 EC サイトに設置する「ジャパンモール」において、BtoB 商材を扱う EC サイトとの連携に着手する。また、海外クラウドファンディングや EC サイト、進出先の現地事情に詳しい専門人材等の民間サービスの活用を促進する。
- ・地域の中堅・中小企業の自律的な輸出拡大を目指し、それを支援する民間事業者による新たなビジネスモデル実証事業を公募し支援する。
- ・中小企業経営者が経営に必要なスキルや国際化に関する姿勢・知見を体系的に習得できる学び直しの仕組みを全国で確立すべく、有識者を交えた検討を行い、2021 年度までに制度の具体化を図る。

(海外進出支援)

- ・「アフリカビジネス協議会」(2019 年 6 月発足)での議論も踏まえ、JICA、JETRO、民間企業が密接に連携し、ODA も活用しつつ、アフリカをはじめとする海外への展開を強化する。
- ・改正貿易保険法施行令により、NEXI の再保険引受対象を拡大したことで、民間の保険会社による海外投資に係る新たな保険サービスへの参入を促し、全国の中堅・中小企業による海外展開を促進する。
- ・国際仲裁の活性化に向け、改正外弁法⁵⁶の対外発信に努めつつ、仲裁専用施設の積極的な利活用を図るとともに、仲裁関連法制度の見直しの検討を加速させる。

③ 日本の魅力を活かす施策

ア) 対内直接投資の促進

- ・2020 年度に対日直接投資促進のための中長期戦略の策定に向けた方針を決定するとともに、2021 年度始めまでに、次期 KPI を含む中長期戦略を策定

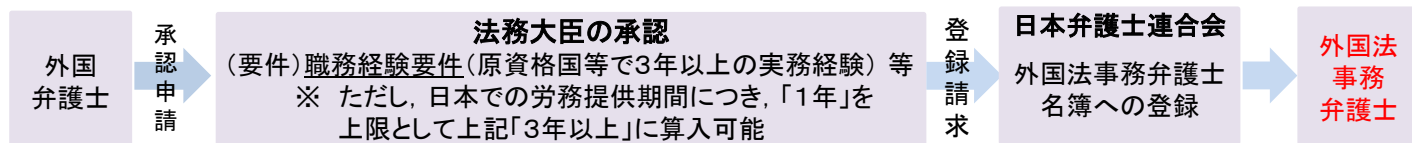
⁵⁶ 国際仲裁事件及び国際調停事件についての手続の代理規定の整備、職務経験要件の緩和については、公布日(2020年5月29日)から起算して3月を経過した日に施行。弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度の創設等については、公布日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律

令和2年5月
法務省大臣官房司法法制部

外弁制度の概要

〔外国法事務弁護士〕 **外国弁護士**が、一定の要件を満たした場合に、**外国法事務弁護士**として、国内で**外国法に関する法律事務等**を取り扱うことができる制度(S62 制度開始)



〔主な業務〕 ① **外国法に関する法律事務** ※裁判など日本法に関する法律事務の取扱いは不可
(例) 外国企業との国際取引の代理、国際取引の契約書作成、海外進出企業への現地法制等に関するアドバイス 等

② **国際仲裁事件に関する事務**

〔現況〕 登録者数 421人(H31.4.1時点)

うち 原資格国別 米国221人 英国72人 中国44人
国籍別 米国143人 日本83人 英国46人
弁護士会別 東京三会392人 大阪 8人 愛知 5人

※弁護士と外国法事務弁護士等の共同事業(外国法共同事業)数 42

外国法共同事業に従事する弁護士・外国法事務弁護士 計940人(弁798人, 外142人)



改正の趣旨・必要性

○ 企業の国際取引の増加等に伴う**外国法サービスのニーズの拡大**

○ **国際仲裁の活性化**に向けた基盤整備の必要性

シンガポール(SIAC)約400件 香港(HKIAC)約260件 日本(JCAA)約10件

▶ **骨太の方針2019(R1.6.21閣議決定)**

「外国法事務弁護士制度の充実強化などの国際仲裁の更なる活性化に向けた基盤整備を推進する。」

▶ **成長戦略フォローアップ(R1.6.21閣議決定)**

「国際仲裁の活性化に向けた速やかな外弁法改正を含む紛争解決基盤の整備を行い、日本企業の海外展開を後押しする。」

改正の内容

① **国際仲裁代理の範囲拡大・国際調停代理の規定整備**(2①, 5の3②, 58の2(改正法1条関係))

⇒ 当事者全部が国内に本店等がある場合でも、当事者や準拠法等について外国との一定の関連性がある場合には「**国際仲裁事件**」と扱うこととし、その代理を可能とする。

⇒ 「**国際調停事件**」(※)の規定を新設し、その代理を可能とする。

※ 事業者間の契約・取引紛争を対象

【新たに「国際仲裁事件」と扱う例】
日本国内



② **職務経験要件の緩和**(10 II (改正法1条関係))

⇒ 職務経験期間「3年以上」につき、日本での**労務提供期間の算入上限**を、現行の「1年」から「**2年**」に拡大する。

【現行】職務経験期間3年, うち**労務提供期間1年算入可能**

2年・外国実務経験 + 1年・労務提供 ⇒ 3年充足

【新】職務経験期間3年, うち**労務提供期間2年算入可能**

1年・外国実務経験 + 2年・労務提供 ⇒ 3年充足

③ **共同法人制度の導入**(68以下(改正法2条関係))

⇒ 弁護士及び外国法事務弁護士を社員とする**共同法人の設立を可能とする。**

【名称】弁護士・外国法事務弁護士共同法人

【社員】弁護士, 外国法事務弁護士

【業務】法律事務一般 ※外弁社員は、外国法法律事務等の業務執行のみ可



①・②の施行日: 公布後3か月, ③の施行日: 公布後2年6月の範囲内の政令で定める日

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の概要

法律事務の国際化，専門化及び複雑多様化によりの確に対応し，渉外的法律関係の一層の安定を図る等のため，外国法事務弁護士等による国際仲裁事件及び国際調停事件の手続についての代理の規定を整備するとともに，外国法事務弁護士となるための職務経験要件を緩和し，あわせて弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行うことを目的とする法人の設立を可能とする等の措置を講ずる。

第1 骨子

1 国際仲裁事件及び国際調停事件についての手続の代理の規定の整備

(1) 外国法事務弁護士等（外国法事務弁護士でない外国弁護士で，所定の要件を満たした者を含む。）が手続等を代理することができる「国際仲裁事件」の定義を拡大し，次のとおりとする。

ア 当事者の全部又は一部が外国に本店等を有する場合（発行済株式（議決権のあるもの）の総数の過半数を有する者等が外国に本店等を有する場合等も含む。）

イ 当事者が合意により定めた準拠法が日本法以外の法である場合

ウ 外国を仲裁地とする場合（日本国内で尋問手続を実施する場合等）

(2) 「国際調停事件」（当事者の全部が法人等の事業者である紛争に係る事件に限る。）であって，上記(1)ア及びイに当たるものの手続（民間事業者によって実施されるものに限る。）について，外国法事務弁護士等が代理することを可能とする。

2 職務経験要件の緩和

外国法事務弁護士となるための職務経験要件（外国弁護士の資格取得後3年以上の実務経験を要する）について，資格取得後に日本国内において弁護士等に雇用され，資格取得国の法に関する知識に基づいて行った労務の提供は，通算して2年（現行法は1年）を限度として外国弁護士としての職務の経験とみなすものとする。

3 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度の創設

弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行うことを目的とする法人（弁護士・外国法事務弁護士共同法人）制度を創設し，次のとおり規定を整備する。

(1) 共同法人の業務の範囲は，法律事務一般とする。

(2) 弁護士である社員は法律事務一般につき，外国法事務弁護士である社員は外国法に関する法律事務等に限り，業務執行することができるものとする。

(3) 外国法事務弁護士である社員による権限外法律事務への不当関与禁止規定を設ける。

(4) 従たる事務所を設置することができる（弁護士である社員について原則常駐義務）。

(5) 上記のほか，共同法人制度の導入に伴い，弁護士法人と同様の懲戒等の規定を設けるなど所要の規定を整備する。

4 その他

法律名称を一部改めるほか，弁護士法その他の関係法律の所要の規定の整備を行う。

第2 施行日

1 第1の1及び2 公布の日から起算して3月を経過した日

2 第1の3 公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日

国際仲裁活性化に向けた取組

令和 2 年 7 月 30 日
経済産業省 貿易振興課

1. JETRO を通じた広報活動

- ・海外ビジネス支援セミナー(オンライン) 主催：大阪本部 (2020 年 7 月)
- ・その他は未定

2. 産業界への周知・働き掛け

- (1) 在日本米国商工会議所 (ACCJ)、在日本欧州商工会議所 (EBC)
政府の動きについて周知。
- (2) 石油鉱業連盟、電気事業連合会
 - ・政府の動きを説明、意見交換。
 - ・セミナーや業界紙への掲載等の連携について交渉中。
- (3) 国立研究開発法人
以下の機関に対し、政府の動きを説明、意見交換。
 - ①産業総合研究所 (AIST)
 - ②新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)
 - ③農業・食品産業技術総合研究機構 (NARO)(※) 科学技術振興機構 (JST) については、法務省に随行。

3. 調査事業

貿易振興課において「令和 2 年度国際仲裁活性化に向けた調査事業」を実施予定。

<参考：日本商事仲裁協会(JCAA)の取組>

- ①仲裁人名簿の公開 (2020 年 3 月末)
- ②外国人の仲裁 ADR 広報担当の任命 (2020 年 3 月)、外国人職員の雇用 (2020 年 5 月)、外国人学生のインターン受け入れ (2020 年 6 月～8 月)
- ③国内外に向けた広報活動
 - ・商工会議所との連携 (大阪、横浜等)
 - ・ベトナム国際仲裁センター (VIAC) 主催のセミナーへの参加及び後援 (2020 年 6 月)
 - ・外国人弁護士法律事務所の web セミナーにおいて、仲裁 ADR 広報担当が JCAA について紹介 (2020 年 5 月)
 - ・英文契約と仲裁の説明を組み合わせた中堅・中小企業向けの web セミナーを開催予定 (9 月、10 月頃)

知的財産推進計画 2020（抜粋）

3. イノベーションエコシステムにおける戦略的な知財活用の推進

(8) 知財の戦略的な活用と社会実装に向けた環境整備

(現状と課題)

新型コロナ対策として、特許の権利者による自発的な無償開放や特許権プールの構築の取組など、知財の利活用促進に向けた動きが生じている。これまで、企業等においては、新市場の獲得や自社の競争優位の確保のために、標準の活用（いわゆるオープン・クローズ戦略）を進めてきたが、昨今のコロナ危機を早期に乗り越える観点からも、技術を社会実装しマネタイズするツールとして、知財及び標準を一層戦略的に活用することが必要とされる。一方、民事司法制度改革の推進に向け、「民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議」21が開催され、知財司法分野における紛争解決機能の強化、**国際仲裁**の活性化などの論点についても議論がなされ、「民事司法制度改革の推進について」と題する取りまとめが行われた。その中で、「特に国際的な紛争になりやすく、紛争解決地の選択という点で民事司法制度自体が国際競争に強くさらされる知的財産分野においては、国際的な紛争を我が国で解決して知的財産の適切な保護につなげ、知的財産立国を更に進めるべく、紛争解決手段の更なる充実化を図り、紛争解決機能の強化を図る必要がある」と明記され、紛争解決機能の強化に関しては、二段階訴訟制度の導入、損害賠償の見直し（懲罰的損害賠償、利益吐き出し請求権）等の方策について検討が必要であるとしている。

(施策の方向性)

・ 技術の社会実装ツールとして、標準を一層戦略的に活用することが重要。産総研では、2020 年度前半に「標準化推進センター」を設置し、外部相談や領域横断的なテーマの調整を行う体制を整えるなど取組を強化する。NEDO においては、今年度新規プロジェクトにて、標準等の関係専門家を交えた検討を実施し、戦略的な標準の活用を意識した活動に取り組む。また、これらの活動について、関係府省と連携し、標準化活動の具体的手法や事例を国研間で共有する。将来的には、世界の潮流も踏まえつつ、初期需要を創出するための政府調達、製品の市場環境整備のための規制や制度の見直し・構築なども含め、研究開発の構想段階から、標準や知財の活用が全体戦略の視点で検討されることが望ましい。そのため、例えば AI、Beyond5G、スマート農業など特定の分野において関係府省や、各分野の技術と関連する標準等の動向に通じている研究開発法人、並びに、IPA に創設されるデジタルアーキテクチャ・デザインセンターの総括的な機能を活用するなど、戦略的な標準活用の支援を試行的に実施し、国プロジェクト等における好事例や課題を洗い出し、その後、技術活用支援プラットフォームの実証を行う。そして、国際的な動向を踏まえつつ、ビジョン、コンセプトやアーキテクチャといった俯瞰的な視点から全体構造のあるべき姿を考え、実現方策を

とりまとめていく司令塔の機能や体制を構築する。これらに向け、今後の取り組み方針を2020年度中にまとめる。

(短期・中期) (内閣府、経済産業省、総務省、農林水産省、関係府省) 【再掲】

・ AI・IoT 技術の進展に伴い、様々なビジネスモデルが登場し、新たな紛争処理や権利保護のニーズ等が高まり、さらに、オープンイノベーションの進展によりスタートアップ等の役割が高まっている。このような状況を踏まえて、AI・IoT 技術の時代にふさわしい、紛争解決機能の強化を含む特許制度の在り方を検討し、必要な施策を講じる。

(短期・中期) (経済産業省) 【再掲】

・ 中国、韓国及び ASEAN 諸国を含むアジア地域の司法関係者と知財関係紛争をテーマとする国際会議やそのフォローアップ等を目的とするセミナーを開催し、アジア地域全体の紛争処理能力の向上を図ることに加え、欧米諸国の司法関係者とも知財関係紛争をテーマとする国際会議を開催し、知財紛争処理の国際的連携を図り、さらに、我が国の法曹関係者や海外進出を行う民間企業等に知財関係紛争の解決に関する情報を提供する。

(短期、中期) (法務省、経済産業省)

・ 知的財産に関する事件を含む**国際仲裁**の活性化に向け、2019年度から開始した調査委託事業その他関係府省の取組において、人材育成、企業等に対する広報・意識啓発、施設の整備等の各施策を包括パッケージとして引き続き実施する。

(短期、中期) (法務省、関係府省)

・ 知財紛争等の当事者がその解決を図るのにふさわしい紛争解決手続を容易かつ安心して選択・利用できるよう、ADR 認証申請に係る審査を適正に処理するとともに、認証 ADR (愛称: かいけつサポート) の情報等に関する周知・広報や認証 ADR 事業者と関係機関との連携の円滑化等の取組を進めることにより、ADR の一層の拡充及び活性化を図る。

(短期、中期) (法務省)

・ 地方における知財専門家へのアクセスを支援するため、関係団体と連携し、地方においても知財紛争処理に精通した専門家に依頼できるような体制の充実を図る。

(短期、中期) (法務省) 【再掲】

・ 主要な知財関係裁判例や令和元年10月に運用が開始された知財調停制度など我が国の知財紛争処理に関する情報について、海外への情報発信の充実を引き続き期待する。

・ 我が国の企業が知的財産を武器とした国際的な事業展開を円滑に行えるビジネス環境を整備するため、我が国の知財関係等のニーズが高い法分野に関する法令及びその関連情報(法改正の概要情報等)の高品質な英訳情報提供の拡充に向け、法改正等に即応した迅速な翻訳のための体制整備(機械翻訳の活用に向けた調査検討を含む。)と利便性の高い利用環境整備を推進し、より効果的・積極的に海外発信する。

(短期、中期) (法務省)

・ 我が国企業等が直面する知財を含む国際紛争の解決の円滑化のため、外国法事務弁護士

等による**国際仲裁**・国際調停代理の範囲拡大・拡充を図り、これらの手続にも一貫して代理することができるための措置等を速やかに講ずる。

(短期、中期) (法務省)

・ 成長著しい ASEAN 地域などの新興国等における知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援する。

(短期・中期) (法務省、外務省)

2020年7月30日

一般社団法人日本国際紛争解決センター

国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議幹事会（2020年7月30日）

① 日本国際紛争解決センターの組織見直しの状況について

- ・ 社員・社員総会
- ・ 理事・理事会
- ・ 業務執行理事・執行理事会
- ・ 事務局
- ・ アドバイザリーボード・部会
- ・ その他

② 日本国際紛争解決センターの令和2年度事業計画の見直し状況について

- ・ 東京審問施設について、複数の予約が入っている状況
- ・ 事業の変更状況（ICCA コングレス中止による宣伝活動中止、CAS 研修、THAC との共同セミナーの延期（後者はウェブセミナー開催）、オンライン研修動画の増加。この他、VIAC ウェブセミナーの後援とスピーカー枠による宣伝、さらに、法務省・日弁連と連携しての外弁法改正に関するセミナー、経団連と連携しての国際仲裁セミナー（双方ともウェブ参加も可）も新たに企画中）。
- ・ 国内仲裁機関との連携については、アドバイザリーボードのメンバーに運営協議会のメンバー（国内仲裁機関は全て加盟）に就任いただくために個別にお願いをしている過程であり、その過程で JIDRC との関係強化と東京施設の利用を働き掛けている。
- ・ JCAA から、事業運営に関する要望をいただいているところ、かかる要望への対応について、今後理事会・執行理事会、アドバイザリーボードを中心に検討する予定。なお、東京施設を利用しての共同でのイベントの予約が入っている。
- ・ 日本アンチドーピング機構については既に1件の審問につき東京施設の利用があり、また、今後全ての審問に東京施設が利用される予定（JSAA でも同様に利用される見込み）。さらに、同機構を含め仲裁機関等の事務局を東京施設の事務室に置くことについても事務局レベルで諸機関に非公式の打診を行っているところ。今後理事会、アドバイザリーボードにも諮って進める予定。
- ・ JSAA、JIPAC は共同でのイベントの予約が既に入っている。
- ・ 海外仲裁機関との連携については、MOU を新たに THAC、ICSID、VIAC と近日中に締結予定。

- ウェブ審問等検討部会でも検討中であるが、JIDRC の施設では（大阪施設を含めた）内外の複数の会場をリモート接続でスムーズに結合できる点につき、AI によるライブスクリプトシステムの完全導入に向けた作業とあわせて、さらに機能強化させ（Zoom の同時通訳機能と同時通訳ブースでの同時通訳を連動させるための工事が完了している）、内外にアピールしていくことが重要。
- アピールの手段の一つとしてのパンフレット、ウェブサイトのリニューアルに関しては、東京施設の会場内を案内する動画の作成作業も含め、作業中。特に、内外の複数の会場をリモート接続でスムーズに結合できる点については、現段階でもウェブサイトで強調しており、リニューアルされたパンフレット、ウェブサイトでも強調される予定である。
- 新大阪施設候補としてのグランキューブ大阪については、審問施設としての利用についてはほぼ内諾を得ている。JIDRC の執務スペースを確保できるかについては交渉継続中。

以 上

国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策

1 国際仲裁の活性化の意義・目的及び我が国の現状

- (1) 国際仲裁とは、国際的な取引等を巡る紛争の解決について、当事者が選任した第三者（仲裁人）の判断に委ねる紛争解決制度であり、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」により大多数の国において外国での仲裁判断の執行が可能であること、仲裁手続や判断が非公開であること、司法の廉潔性に懸念のある国の司法制度の利用を回避することが可能となることといった、裁判では実現できない大きなメリットを有しており、グローバル化が進む社会における国際的な紛争を解決する手段として、その有用性が増してきている。

国際仲裁の件数は世界的に増加し、国際仲裁の活性化に積極的に取り組んでいるアジアの諸外国においても、例えばシンガポールのS I A Cにおいては新規取扱件数が直近10年間で4倍近くとなるなど、取扱件数が増加している。

- (2) しかしながら、我が国内における国際仲裁の取扱件数は、依然として低調に推移している。その原因としては、国内の企業等における国際仲裁の意義・有用性等に関する理解が十分ではないこと、国際仲裁に精通した人材の不足、世界的に著名な仲裁機関や仲裁専門施設の不存在、海外へのマーケティング不足等といった点が指摘されている。
- (3) 我が国において、国際的な紛争の解決手段としてグローバルスタンダードとなっている国際仲裁を活性化することは、国益に資するものであり、大きな意義を有する。

すなわち、日本国内企業による国際仲裁の利用が活性化することにより、日本国内における国際仲裁を利用した紛争解決というオプションが増え、海外企業等との契約交渉の段階から、将来、紛争となった場合の解決策の一つとして国際仲裁の利用を念頭に置いて交渉に臨むことが可能となるとともに、実際に海外進出した日本企業が国際紛争に巻き込まれた場合においても、仲裁を選択肢の一つとして法的紛争に的確に対処することが可能となる。このように、国際仲裁の活性化は、企業において契約の交渉段階から紛争に発展する可能性をも見据えて対処し、海外進出に伴う法的・経済的リスクを低減させ日本企業の海外展開を促進するための環境整備に資する重要な取組である。

また、外国の当事者同士による国際仲裁、いわゆる第三国仲裁の我が国での実施が活性化することにより、我が国が国際仲裁センターとして国際的に認知されることとなり、司法分野における我が国の国際的プレゼンスが高まる。また、外国から当事者、当事者代理人、仲裁人、証

人等多数の関係者が日本を訪れ、相当期間にわたって滞在することによる経済効果も見込まれる。

そして、双方のアプローチにより日本国内の国際仲裁が活性化することにより、日本の国際紛争解決のためのインフラ整備に対する国際的信用性が高まり、海外から幅広く投資を呼び込み、我が国の経済成長にも貢献し得ると考えられる。

- (4) もっとも、国際仲裁は民間を主体とする紛争解決手続であり、仲裁判断の中立性・公平性を阻害することのないよう、国際仲裁の活性化のための基盤整備に当たっても、民間の主体的な取組みを踏まえて、効果的な官民連携の在り方を模索していく必要がある。
- (5) アジア諸国（シンガポール、香港、韓国、マレーシア等）が国際紛争解決のハブ化を目指して政府又は地方自治体が振興策を投入し、利用件数増加の成果を挙げていることを踏まえれば、我が国においても、国際的な紛争解決のアジアにおける中核と位置付けられることも視野に入れ、政府として、国際仲裁の活性化のための総合的な基盤整備を早急に進める必要がある。

2 基盤整備に関する取組

- (1) 関係省庁及び関係諸機関における国際仲裁の各種情報、情勢及びトレンドの把握

各省庁及び各機関が把握している最新の国際仲裁に関する情報の集約【法、外、スポ庁、経産、国交】

海外の仲裁実施機関の手続、運営状況についての調査及び研究【法、外、スポ庁、経産、国交】

国際仲裁の活性化に向けた民間との情報共有の在り方の検討【法、外、スポ庁、経産、国交】

- (2) 人材育成

国際仲裁を熟知した人材の育成

ア 各国の国際仲裁人材の育成状況の調査及び研究

イ 国内外で開催される外国仲裁機関による国際仲裁に関するセミナー、シンポジウム等への積極的参加、パリの ICC、シンガポールの SIAC、米国の AAA、ロンドンの LCIA 及び香港の HKIAC あるいはスポーツ仲裁裁判所（CAS）等といった海外の著名な仲裁実施機関ないし国際仲裁専門チームを擁する海外の法律事務所への法曹実務家及び個々の業界で実務経験を有する専門家等の政府等による派遣（実習型の調査研究を目的とする長期派遣を含む。）を、関係する仲裁実施機関ないし団体を含め官民連携して検討。官民連携の下で国際仲裁の活性化を

目指すにあたり、仲裁実施機関の独立性を確保する観点から、政府の関与の在り方について、各国の動向を調査研究する。【法、スポ庁、経産、国交】

ウ 国際仲裁に対応できる人材の一層の拡充に向けて、大学、法科大学院及び将来的には我が国の仲裁実施機関等における国際仲裁を含む国際紛争解決に関する教育を実施するための方法(派遣の成果に基づく学生、企業への教育の在り方、国際仲裁教育の担い手となり得る海外の実務家の招聘等を含む。)について検討を開始する。(なお、英語で仲裁を執り行える人材の育成という観点も重要)【法、スポ庁、経産、国交】

事務局スタッフ・周辺人材の育成

国際仲裁の活性化には、仲裁人・仲裁代理人のみならず、仲裁機関事務局のスタッフを始めとする周辺人材の育成も求められる。この点にかかる具体的な施策として、以下のものが考えられる。

- ・ 各仲裁実施機関がそれぞれ実施している人材育成プログラム等を踏まえ、各実施機関の連携や、海外の仲裁実施機関との連携も含め、効果的かつ迅速な人材育成の在り方について検討し、情報を共有【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 海外の仲裁実施機関への人材の派遣、海外の教育者の招聘等、【法、スポ庁、経産、国交】

専門分野の知見を有する仲裁人材の育成等

我が国においても様々な分野の紛争対応ニーズが想定されることを踏まえ、求められる専門分野を検討・抽出し、当該専門分野の仲裁活性化を図るための人材育成等の方策を検討【法、知財、スポ庁、経産、国交】

(3) 関連法制度の見直しの要否の検討

契約当事者が仲裁地を選択する際、その国の法制度の在り方は重大な関心事であり、最新の国際水準に見合った法制度を備えていることは国際仲裁活性化の重要な要素となる。

こうした観点から、見直しの要否を検討すべき法制度としては次のものが考えられる。

- ・ 我が国の仲裁法は、国際商事仲裁モデル法に準拠して平成15年に整備されたものであり、その内容は国際的な動向に照らして遜色のないものと評価し得るものであるが、モデル法が平成18年に一部改正されていることを踏まえ、諸外国の法制を調査研究するなどして、その見直しの要否を検討【法】。
- ・ 国際・国内を問わずワンストップで仲裁に関与することができる、

日本弁護士と外国法事務弁護士の共同法人の設立を可能とする制度の速やかな実現に向けた検討

- ・ 外国法事務弁護士等の仲裁の関与については、現行の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法上、一定の場合に国際仲裁事件の仲裁代理が認められているところであるが、実務の更なる実態把握や諸外国の法制を調査研究するなどして、外国法事務弁護士等の仲裁に関与し得る範囲の更なる明確化やその見直しの要否を検討【法】

(4) 施設の整備

仲裁施設整備は、仲裁の実務に携わる仲裁実施機関や仲裁人等の実務家を中心とした民間を主体として取り組むべきものであるところ、そうした民間における取組を踏まえ、政府としての支援の在り方を検討する。

- ・ 国際仲裁活性化のエンジンとなりうるような人材育成、広報、意識啓発等の拠点を形作る。その一つとして、民間主体で一般社団法人日本国際紛争解決センターが設立されたことに着目し、大阪中之島合同庁舎を活用した取組をパイロットプロジェクトとして進める【法】
- ・ 施設整備に関する諸外国の取組と効果について調査・分析を行う【法、外、スポ庁、経産、国交】
- ・ 国際仲裁の活性化に向けて活用しうる会議室等の既存施設の有効活用の可能性について、関係自治体等と協力・連携の上、検討を進めるとともに、都市計画決定権者であるオブザーバー団体に対し、都市再生特別地区による都市計画制度等を活用した施設整備の検討を要請する【法、外、スポ庁、経産、国交】
- ・ 上記の人材育成、広報、意識啓発等のパイロットプロジェクトについて、施設の活用状況、同センターの運営に係る課題等を共有し、支援の在り方等を検証する【法、外、スポ庁、経産、国交】
- ・ パイロットプロジェクトの実施状況及びその検証結果を踏まえて、恒久的な施設整備の可能性及び在り方について検討する【法、外、スポ庁、経産、国交】

3 日本企業等を当事者とする国際仲裁の活性化に向けた取組

(1) 国内外の意識啓発・広報

既に国際仲裁を利用している大企業においても、日本を仲裁地とすることを始め、仲裁を更に利用するための方策が必ずしも十分ではない可能性があること、中小企業においては、そもそも国際仲裁が認知されていない可能性があることを踏まえ、国内外の企業等への国際仲裁を利用すること及び日本を仲裁地とすることのメリットなどについての意識啓発・広報が重要であると考えられるところ、具体的には、以下の取組を進める。

- ・ 各仲裁実施機関のシンポジウム等とともに、企業関係者や経済団体、弁護士、各種スポーツ関係団体等に対する仲裁の意義や、各業界の商習慣や契約実態に応じた紛争解決条項の定め方のノウハウ等についての啓発・広報の取組を強化【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 海外展開する日本企業が直面する国際紛争に対して適切に対応することができるよう、このような企業に対する紛争解決条項のノウハウ等についての周知や相談を実施【法、外、経産】
- ・ 効果的な広報戦略として、仲裁実施機関における英語等外国語での情報発信をする方策を検討【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 国際仲裁に関連する海外における会議、シンポジウム等に政府関係者が出席する際、日本の仲裁制度、仲裁実施機関の実情を紹介【法、外、スポ庁、経産、国交】
- ・ 相手方になり得る企業等が多く存在する国（日本企業が比較的多く進出している国、及び日本企業の国際取引における商流の経由する地が属する国）の経済団体、法律事務所等をターゲットとした広報の在り方を検討【法、外、スポ庁、経産、国交】

（２） 利用支援策

国際仲裁不活性の原因の一つとして、特に中小企業を中心に仲裁人や代理人の報酬などの高額な仲裁コストが指摘されていることを踏まえて、仲裁コスト負担の軽減に向けた方策が必要である。また、海外の著名な仲裁機関においては、仲裁人候補者等の情報を開示することで透明性を確保するとともに、仲裁利用者の利便性向上に努めているところ、日本においても同様に仲裁人候補者等の情報公開の在り方を検討する必要がある。そのための具体的な方策として、以下のものが考えられる。

（コスト負担の軽減策）

- ・ 国際仲裁が民間を主体とする紛争解決手続であることに十分配慮しつつ、国際仲裁のコスト負担を軽減する方策の在り方を検討【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 民間での仲裁費用補助の方策として、仲裁手続費用を第三者が支出するサード・パーティー・ファンディングの活用及び規制の在り方について検討【法】

（仲裁当事者の利便性向上に向けた方策）

- ・ 仲裁当事者による仲裁人選択の利便性向上策として、仲裁機関における仲裁人リスト及び仲裁人に係る情報公開の在り方を検討【法、スポ庁、経産、国交】

4 第三国仲裁の活性化に向けた取組

(1) 我が国の仲裁制度・実情に関する積極的発信

日本における国際仲裁を活性化するためには、国内外における戦略的な広報活動が必要である。広報に際しては、日本における国際仲裁の現状、メリットに加え、後記のとおり専門性の高い分野を重点的に紹介するべきである。この点に関する具体的な施策として、以下のものが考えられる。

- ・ 日本の仲裁法制、仲裁合意の有効性が争点となった事案や仲裁取消が求められた事案等に関する公表された裁判例などに関する英語等での対外発信を促進する方策の検討【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 海外の国際仲裁に係る会議、セミナー等へのスピーカーないしパネリストとしての参加【法、外、スポ庁、経産、国交】

(2) ターゲットを念頭に置いた働きかけ

日本における第三国仲裁を活性化するためには、地政学的な観点を踏まえて、我が国との経済関係が比較的深い国あるいは今後様々な面での交流が進展すると考えられる国等を主なターゲットとしてプロモーションを行う必要がある。具体的な施策は、以下のとおり。

- ・ 我が国における国際仲裁の利用を受け入れやすいと思われるターゲット国の選定、同ターゲット国の経済団体・法律事務所等に対する広報の在り方(現地在外公館を拠点とする広報活動を含む)を検討【法、外、スポ庁、経産、国交】

(3) 第三国仲裁を日本に呼び込む上での我が国の強みとなる専門分野の模索

- ・ 専門分野につき、海外の国際仲裁機関の取組を研究するとともに、我が国として力を入れるべき分野の抽出、検討を進める。【法、知財、経産、国交】

5 政府と民間との連携・協力等

- ・ 国際調停と国際仲裁の効果的な連携の在り方を検討

世界的に国際調停の利用が進み、手続的にも国際仲裁と国際調停の相互利用が図られている中で、民間主体で京都国際調停センターが設立されたことも踏まえ、我が国における相互の連携の重要性から、両者の効果的な連携の在り方を検討【法、経産、国交】

- ・ また、国際商事調停に基づき締結された和解合意への執行力付与等に関する UNCITRAL モデル法・条約草案作成の協議に政府として引き続き適切に関与するとともに、その協議結果を踏まえて適切に対応【外、法】

- ・ 国際スポーツ仲裁との連携

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会において、スポーツ

仲裁裁判所（CAS）の臨時仲裁廷が東京に設置されることを見据え、こうした国際スポーツ仲裁機関と適切に協力・連携しつつ、スポーツ仲裁全体の活性化を図るための方策の検討・取組【スポ庁】

- ・ アジア諸国が仲裁振興のため、国内の仲裁実施機関と連携の下、仲裁活性化のための活動を実施していることを踏まえ、我が国においても、仲裁機関の中立性・公正性の確保に十分留意しつつ、既に記載した個別の施策を含め、政府と民間との連携・協力の在り方を検討し、官民が一体となって国際仲裁の活性化に取り組むための措置を講じる。
- ・ 官民連携して国際仲裁を活性化させるための官民協議の場を設けるなど官民連携の枠組作りの検討【法、外、スポ庁、経産、国交】
- ・ 企業の法務担当者等の民間の国際仲裁に関与する人材の育成支援
仲裁実施機関や法曹実務家が行う経済団体や個別企業の法務担当者等を対象とした研修への支援【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 各仲裁実施機関及び関係団体等が国内で行っているシンポジウム等の広報周知活動について政府もこれと連携してその発信を強化【法、スポ庁、経産、国交】

令和元年 7 月 4 日
幹事会申合せ

国際仲裁の活性化に向けた意識啓発・広報及び人材育成に関する 施策の更なる推進の方向性について

1 本整理の位置づけ

平成 30 年 4 月 25 日に連絡会議がとりまとめた「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」(以下「中間とりまとめ」という。)においては、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備として、意識啓発・広報、人材育成、施設整備、関連法制度の見直し要否の検討等の各施策を行うこととしており、これを踏まえ、現在、関係府省において様々な取組を行っている。

そのような中、法務省においては、本年度から 5 年間、一般社団法人日本国際紛争解決センターへの委託により行う調査業務(以下「法務省委託業務」という。)として、国際仲裁の専用施設を確保して実際の仲裁事件を取り扱いながら、国内外の企業等に対する意識啓発・広報や、仲裁人・仲裁代理人等の人材育成等の基盤整備に関する施策を総合的・包括的に調査実施することとしており、今後、国際仲裁の活性化に向けた取組が更に本格化することになる。

このような動きを踏まえ、中間とりまとめにおいて言及された基盤整備に係る施策のうち、特に、企業や経済団体、法律家等に対する意識啓発・広報や、国際仲裁人材の育成について、以下の方針に沿って、関係府省が更に連携して取組を加速化していくこととする。

2 意識啓発・広報

【現状】

中間とりまとめを踏まえた企業等に対する意識啓発・広報の主な取組は、次のとおり。

- ・ 法務省においては、大阪中之島合同庁舎を活用したパイロットプロジェクトとして、関西圏を中心とする経済団体、弁護士会、地方自治体等の協力を得て、国際仲裁に関する様々なセミナー・シンポジウム等を開催。
また、東京において、国内外の仲裁機関や法律事務所、関係府省等と連携して、セミナー・シンポジウム等を開催。例えば、本年 1 月に日本弁護士連合会との共催によりロンドン国際仲裁裁判所(LCIA)議長を招へいして基調講演やパネルディスカッション等を実施。
- ・ 経済産業省においては、海外展開を行っている中堅企業を始めとする日本企業向けに、海外展開セミナー等において周知・広報を行っているほか、日本商工会議所への働きかけや、在日本米国商工会議所、駐日欧州商工会議所等との意見交換を実施。
- ・ 国土交通省においては、法務省と協力し、建設業・不動産業の企業向けに、仲裁の意義や実務等に関するセミナーを開催。
- ・ スポーツ庁では、スポーツ仲裁の趣旨や手続への理解増進等を図るため、「スポーツ仲裁活動推進事業」を実施し、ドーピング防止教育活動とも連携しな

から競技者・競技団体等に対する研修等を実施している。

【今後の主な取組】

今後は、上記のような取組を継続しつつ、特に以下の観点を踏まえて、企業等に対する意識啓発・広報に係る取組を強化していく。

- ・ 国際取引に関する事業者間の契約書等における最も望ましい紛争解決条項として、日本を仲裁地とする仲裁により解決する旨規定することを目指す。
また、仲裁地を外国とせざるを得ない場合であっても、我が国の仲裁機関を利用することや、仲裁人や当事者等が一同に会する審問が日本国内で実施されることを目指す。
- ・ 日本を仲裁地又は仲裁機関若しくは審問場所（以下「仲裁地等」という。）とする利点として、次の3点を示していくことが有益である。
 - 日本における仲裁関連法制（仲裁法・外弁法等）は整備されており、さらに改正に向けた作業が進んでいること
 - 大阪中之島合同庁舎を活用したパイロットプロジェクトに加えて、2020年3月には、東京にも国際仲裁に関する最新の専用施設が開設されることにより、日本において、首都である東京並びにG20及び万博の開催地である大阪といった複数の都市において仲裁審問手続の実施場所が確保されること
 - 日本には、商事・海事・知的財産・スポーツといった各専門分野をカバーする仲裁機関が存在していること
- ・ 関係省庁が連携して意識啓発・広報を効果的に行うため、他国との比較を念頭においた我が国の法制上、運用上、設備上の利点を示すような説明資料等を作成する。その上で、企業等が特に交渉力の優位性がある場合において、仲裁地等として我が国が選択されるよう積極的に働きかけることとし、特にそのような優位性がない場合であっても、当該説明資料を用いてわが国の利点について丁寧に説明する。
- ・ 日本に第三国仲裁を呼び込むための外国企業等に対する具体的な広報（日本の売り込み）については、これまで以上に積極的な取組が必要であるところ、今後は、本年9月に、法務省委託業務の一環として、一般社団法人日本国際紛争解決センター、JETRO、在独日本大使館、法務省及び経済産業省の連携により、ドイツ仲裁協会（DIS）と協力した国際仲裁シンポジウムの開催等が予定されており、引き続き、在外公館等と協力してこのような取組を推進し、海外向けの情報発信を強化していく。
- ・ 法務省委託業務においては、仲裁の意義や実務等を分かりやすく解説するとともに、上記の諸点を紹介した広報冊子等（日本語版・英語版）を作成し、専用ウェブサイトやSNSを用いて情報発信することが検討されていることから、関係府省においても、商事・海事・知的財産・スポーツといった各専門分野に関する広報冊子等を用意して、これらを有効に活用した総合的な広報活動を実施する。

3 人材育成

【現状】

中間とりまとめを踏まえた人材育成の主な取組は、次のとおり。

- ・ 法務省においては、先に述べた大阪中之島パイロットプロジェクトを中心に、弁護士会・法律事務所と連携して、国際仲裁実務等に関するセミナーを実施。
- ・ スポーツ庁では、先に述べた「スポーツ仲裁活動推進事業」において、仲裁活動の中核的な人材を育成するため、スポーツ法に造詣のある弁護士や研究者を多様なスポーツ紛争事例がある国へ派遣し、研修及び調査研究を行っている。

【今後の主な取組】

人材育成については、中間とりまとめにおいて、国際仲裁に関するセミナー等への積極的参加や、海外の著名な仲裁実施機関等への派遣の検討、専門分野の知見を有する人材育成の方策の検討等を実施することとしているところ、仲裁人材の養成に通じた民間団体と協力して、引き続き国際仲裁を熟知した人材の育成に、政府として可能な限り取り組んでいく。

- ・ 法務省委託業務において、望ましい研修プログラムの在り方の検討、研修用教材・事例集の作成のほか、I C C（国際商業会議所）等と連携した弁護士等向けの研修プログラムの実施等を企画しており、これらを着実に実施する。
- ・ 海外の仲裁実施機関への派遣については、法務省と香港法務庁との協力覚書に基づく H K I A C（香港国際仲裁センター）への派遣等が検討されているが、引き続き、外国政府・仲裁実施機関との連携を強化し、派遣先の拡大に努める。
- ・ 以上のほか、知的財産やスポーツ仲裁など、専門分野の知見を有する国際仲裁人材の育成についても、仲裁人材の養成に通じた民間団体と協力し、引き続き取り組んでいく。